広告入り窓口封筒無償提供者募集要項

当市では、市民の皆さんが使用する窓口封筒を無償提供いただける事業者を募集しています。

1　無償提供いただくもの

○　広告入り窓口封筒

この封筒は、市が配布する封筒ではなく、市民の皆さんが証明書等を持ち帰る時に自由に利用します。

(1) 規格及び製作予定枚数

ア　角型 2 号(縦 332 ㎜×横 240 ㎜)　　10,000 枚

イ　角型 6 号(縦 229 ㎜×横 162 ㎜)　　32,000 枚

※必要に応じて増減します。

(2) 広告掲載範囲

封筒の表面・裏面の下部2分の1以下とします。

封筒の表面・裏面の上部2分の1以上は市の記載部分とし、記載内容は指定します。

(3) 掲載できないもの

要綱及び別表の基準のとおりです。

2　設置場所

市民課、税務課、債権管理課及び市が指定する場所

3　設置期間

別途協議した日から3年間

4　募集期間

令和 5 年 11 月 1 日(水)から令和 5 年 11 月 15 日(水)まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時00分までです。

郵送による場合は、令和 5 年 11 月 15 日の消印まで有効とします。

5　応募資格

(1) 現在、豊明市において、入札参加の指名停止の処分を受けていないこと。

(2) 市区町村民税(法人又は個人)を完納していること。

6　提出書類

(1) 窓口封筒無償提供申込書

(2) 会社の履歴事項全部証明書

(3) 封筒見本(製作実績のない場合は、封筒の案)

(4) 市区町村民税(法人又は個人)の納税証明書

(5) 会社概要(個人事業主の場合は、事業主の身分証明書)

7　申込書提出場所

市民課

8　無償提供者の選定

提出された書類に基づき、審査会で 1 社を選定します。

9　その他

(1) 異議申し立ては、受け付けません。

（2）提出された書類は、返却しません。
（3）無償提供者による損害が生じても、当市は責任を負わないものとします。
（4）窓口封筒の製作上の注意事項及び問題発生時の対応は、この募集要項及び豊明市広告入り窓口封筒無償提供取扱要綱のとおりです。
（5）選定結果は、文書により通知します。

10 応募・問い合わせ先

〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1
豊明市役所 市民生活部市民課

別 表

業種又は事業者等	・風俗営業類似の業種 ・通信販売及び訪問販売に類しうるもの ・ギャンブルに係わるもの ・規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者 ・法律の定めのない医療類似行為を行う施設 ・民事再生法及び会社更生法による再生更生手続き中の事業者 ・介護保険法に関するサービス、その他高齢者福祉サービス等について、過去１年以内に改善命令を受けた事業者 ・市区町村民税を滞納している事業者
広告内容	・人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの ・法律で禁止されている商品及び無認可商品、粗悪品などの不適切な商品並びにサービスを提供するもの ・他を誹謗、中傷又は排斥するもの ・公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの ・宗教団体等による布教推進を主目的とするもの ・非科学又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの ・国内世論が大きく分かれているもの ・消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの ・出資者、出資金を募集するもの ・クーポンとして使用できるもの
表示内容	・肖像権及び著作権を無断使用したもの ・当該広告に関する法令及び業界の自主規制による広告表示基準に違反したもの ・市又は国等が推奨していると誤解させるような表現をしたもの ・暴力、賭博、麻薬及び売春などの行為を容認するような表現をしたもの ・利用者に有利・優位を誤解させるような表現をしたもの ・荒唐無稽な表現をしたもの ・会社名、商品名を著しく繰り返す表現をしたもの ・広告主の名称、所在地及び連絡先を明示しないもの